

## 大田区立消費者生活センターからのお知らせ

### SMSで身に覚えのない請求をされた！

#### <相談事例>

「有料サイトの未払いがある」というSMSが届き、記載のあった番号に電話したところ、相手から「去年の有料サイトの未払いが11万6900円ある」と言われた。身に覚えはなかったが、指示に従い指定された口座に振り込んだ。

振り込んだ代金の救済制度について電話が入ると言われていたが、後刻電話があり、「未払いの有料サイトが他にも2件あるので50万円振り込むように」と言われ、不審に感じた。詐欺なのだろうか、返金してほしい。



#### <アドバイス>

実在する事業者等の名前をかたり、「有料サイトの料金が未納」などの心当たりのないSMS（ショートメッセージサービス）が届いたという相談が寄せられています。自動音声による身に覚えのない請求電話が掛かってきたという相談も急増しています。

以下のポイントに注意しましょう。

- 心当たりのない不審なSMSが届いたら、開かずにすぐ削除しましょう。
- 送信元の名前等に聞き覚えがあっても安易に信用しないようにしましょう。相手と話をする、個人情報を出されたり、金銭を要求されたりする場合があります。
- 架空請求の請求手段は、電話、ハガキ、メール、SMSなど様々です。身に覚えがない場合、相手には連絡せず様子を見ましょう。



心当たりのないSMSは  
開かない！  
連絡しない！

[ 消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに！ ]

相談専用電話 03-3736-0123

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで  
(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン 188 (いやや)

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで  
(年末年始、点検日等のときを除く)